



報 告

みなみちた

一斉放水を披露

消防出初め式

1月6日、内海、豊浜、師崎地区の消防出初め式が行われ、豊浜地区は役場駐車場で消防団が一斉放水を披露し、無火災を祈願していました。



町のキャラクター
ミーナ

CONTENTS

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 特集1 平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります | 2~7 |
| 特集2 税の申告はお早めに | 8・9 |
| 南知多町の人事行政の運営等の状況を公表します | 16~19 |

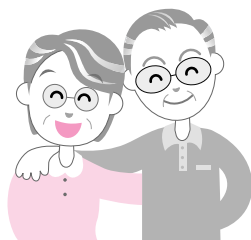
平成20年
758



特集 1

平成20年4月から 後期高齢者医療制度が始まります

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために、75歳以上の高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、新たな高齢者医療制度が創設されることになりました。



これまでは、75歳（一定の障害があると認定された方は65歳）以上の方は国民健康保険や会社の健康保険などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは、これまで加入していた医療保険制度を抜けて、新たに独立した「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けることとなります。



平成20年3月まで

老人保健制度

75歳以上の国民健康保険被保険者

75歳以上の会社の健康保険、
共済組合などの被保険者および被扶養者

一定の障害があると認定された65歳以上の方

65歳以上75歳未満で障害認定により現在老人保健の受給をされている方は、平成20年3月31日までに老人保健で受けた障害認定申請の撤回を申し出ることによって、後期高齢者医療制度へ移行しないことができます。

平成20年4月1日以降に障害認定を申請される65歳以上75歳未満の方は、広域連合の認定を受けた日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。ただし、障害認定の申請をされない場合は後期高齢者医療制度の被保険者にはなりません。

平成20年4月から

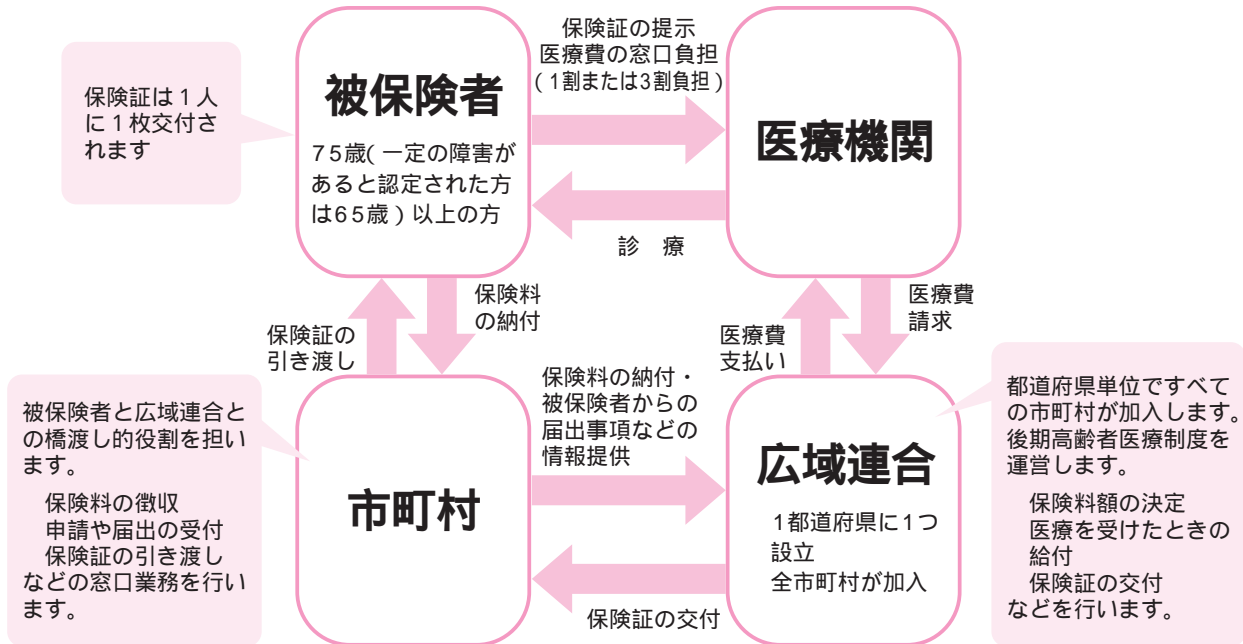
後期高齢者医療制度

75歳以上の方および一定の障害があると認定された65歳以上の方（後期高齢者医療制度への移行を撤回した方は除く）は、後期高齢者医療制度の被保険者となります

後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、すべての75歳（一定の障害があると認定された方は65歳）以上の方が加

入し、都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営します。



75歳以上の方は全員被保険者です

広域連合区域内にある市町村に住む下記の方です。

生活保護の被保護者は対象者から除かれます。

| 対象となる日 | |
|-------------------------------|---|
| 75歳以上の方 | <p>75歳の誕生日当日</p> <p>例) 誕生日が5月1日の方 → 5月1日から適用</p> <p>誕生日が5月15日の方 → 5月15日から適用</p> |
| 65歳以上で一定の障害がある方で、広域連合の認定を受けた方 | 広域連合の認定を受けた日 |

会社の健康保険などの被扶養者だった方も対象になります

75歳(一定の障害があると認定された方は65歳)以上の方はすべて、お住まいの市町村が加入している広域連合の運営する後期高齢者医療制度の被保険者となります。これまで国民健康保険や会社の健康保険などの被保険者だった方はもちろん、会社の健康保険や共済組合の被扶養者だった方も後期高齢者医療制度の被保険者となります。

新しい保険証が交付されます

後期高齢者医療制度の被保険者には、新しい保険証が一人に1枚交付されます。

保険証には自己負担割合が記載されていますので、お医者さんにかかるときは窓口に提示してください。

なお、これまでの保険証と老人保健の医療受給者証は使えなくなります。新しい保険証が4月になっても届かない場合は、住民課へご連絡ください。

後期高齢者医療制度の保険料

保険料は被保険者全員が納めます

後期高齢者医療制度の保険料は被保険者一人ひとりが納めます。これまで保険料を納付していなかった会社の健康保険などの被扶養者だった方も、75歳（一定の障害があると認められた方は65歳）になると、原則として保険料を納めることになり

ます。

保険料額は、制度を運営している後期高齢者医療広域連合（都道府県単位で市区町村が加入）が、年度ごとに決定します。

保険料はこのように決まります

保険料は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所

得割額」の合計額になります。

保険料の決まり方

$$\text{保険料の決まり方} = \text{均等割額 } 40,175 \text{円} + \left(\text{総所得金額等} - 33 \text{万円} \right) \times \text{所得割率 } 0.0743 = \text{一人当たり保険料}$$

均等割額と所得割率は2年ごとに各広域連合で見直されます。

老齢基礎年金や厚生年金などの公的年金収入だけの被保険者については、収入額が153万円以下の場合には所得割が課されません。

均等割額は被保険者全員に定額で課されますが、所得の低い方などについては減額措置があります。

保険料の賦課限度額は、被保険者一人当たり年50万円です。

公的年金収入のみの方の年間保険料額（夫婦2人世帯の場合）

【妻の収入は老齢基礎年金(年額79万円)のみとする】

(単位：円)

| | 公的年金収入額 | 79万 | 168万 | 192.5万 | 238万 | 300万 | 350万 | 400万 | 500万 |
|---------------------------|--|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 夫 | 所得金額() | 0 | 48万 | 72.5万 | 118万 | 180万 | 225万 | 262.5万 | 346.5万 |
| | 所得割額 (≦ (-33万) × 7.43%) (1円未満切上) | 0 | 11,145 | 29,349 | 63,155 | 109,221 | 142,656 | 170,519 | 232,931 |
| | 均等割の減額割合 | 7割減額 | 7割減額 | 5割減額 | 2割減額 | 減額なし | 減額なし | 減額なし | 減額なし |
| | 減額後の均等割額() | 12,052 | 12,052 | 20,087 | 32,140 | 40,175 | 40,175 | 40,175 | 40,175 |
| | 年間保険料(= +) (百円未満切捨て) | 12,000 | 23,100 | 49,400 | 95,200 | 149,300 | 182,800 | 210,600 | 273,100 |
| | 妻 | 所得割額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 減額後の均等割額 (=) | | 12,052 | 12,052 | 20,087 | 32,140 | 40,175 | 40,175 | 40,175 | 40,175 |
| 保険料総額(=) (百円未満切捨て) | | 12,000 | 12,000 | 20,000 | 32,100 | 40,100 | 40,100 | 40,100 | 40,100 |
| 保険料夫婦合計額 (+) | 24,000 | 35,100 | 69,400 | 127,300 | 189,400 | 222,900 | 250,700 | 313,200 | |

夫婦ともに国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度に1年間加入した場合の例となります。

公的年金収入のみの方の年間保険料額（単身世帯の場合）

（単位：円）

| 公的年金収入額 | 79万 | 168万 | 203万 | 250万 | 300万 | 350万 | 400万 | 500万 |
|---|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 所得金額（ ） | 0 | 48万 | 83万 | 130万 | 180万 | 225万 | 262.5万 | 346.5万 |
| 所得割額 （ $\leq (-33万) \times 7.43\%$ ） （1円未満切上） | 0 | 11,145 | 37,150 | 72,071 | 109,221 | 142,656 | 170,519 | 232,931 |
| 均等割の減額割合 | 7割減額 | 7割減額 | 2割減額 | 減額なし | 減額なし | 減額なし | 減額なし | 減額なし |
| 減額後の均等割額（ ） | 12,052 | 12,052 | 32,140 | 40,175 | 40,175 | 40,175 | 40,175 | 40,175 |
| 年間保険料（ = + ） （百円未満切捨て） | 12,000 | 23,100 | 69,200 | 112,200 | 149,300 | 182,800 | 210,600 | 273,100 |
| 1回の年金から天引き（特別 徴収）される、およその額 （ $\div 6$ ）（1） | 2,000 | 3,850 | 11,533 | 18,700 | 24,883 | 30,467 | 35,100 | 45,517 |

- 1 実際に年金から天引き（特別徴収）される場合は百円未満の端数は、1回にまとめて徴収されます。
- 2 国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度に1年間加入した場合の例となります。

広域連合内では「保険料率」は原則同じ

保険料率（均等割額と所得割率）は原則として県内均一ですが、1人当たりの老人医療費の平均が県内の平均に比べて著しく低い市町村（新城市・飛島村・東栄町・設楽町・豊根村）は保険料率が異なります。



こんなとき保険料が減額されることがあります

所得の少ない方
保険料の「均等割額」が世帯の所得水準によって7割、5割、2割減額されます。

| 減額割合 | 世帯の総所得金額等の合計が下記の方が対象になります |
|------|--|
| 7割減額 | 基礎控除額(33万円)以下の世帯 |
| 5割減額 | 基礎控除額(33万円)を超え 基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(世帯主は除く)以下の世帯 |
| 2割減額 | 基礎控除額(33万円)を超え 基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数 以下の世帯 |

国保と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた方について、高齢者特別控除（総所得金額等から15万円を控除）を適用します。
基礎控除額は、税制改正などで変わることがあります。
世帯主の方と、被保険者の方の所得の合計額によって減額判定を行います。

会社の健康保険などの被扶養者だった方
平成20年4月から9月までの半年間は保険料が徴収されません。平成20年10月から納めることとなりますが、平成21年3月までの半年間は均等割額が9割減額される予定です（所得割は課されません）。また、被保険者になった月から数えて2年間は均等割額が5割減額されます（所得割は課されません）。

| | |
|--------|--|
| 対象になる方 | 制度施行日の前日に、会社の健康保険などの被扶養者だった方 |
| | 制度施行後に75歳になって資格を得た日の前日に、会社の健康保険などの被扶養者だった方 |

こんなとき保険料の減免を受けることができます

次のいずれかに該当し、保険料の納付が困難な方は、保険料の減免が認められる場合があります。
災害により、住宅や資産に著しい損害を受けた場合
事業の廃止、失業等により収入が著しく減少した場合
減免には申請が必要となります。

保険料の納め方

保険料の納め方は年金額によって変わります。年額18万円以上の年金を受け、介護保険料との合計額が年金額の2分の1以下の方は、原則として

年金から保険料があらかじめ天引きされます（特別徴収）。それ以外の方は、口座振替や納付書で個別に納めます（普通徴収）。

年金から天引き（特別徴収）

対象となる方

- 年金が**年額18万円以上**の方
(介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く)

納め方

年6回の年金定期払いのときに、年金の受給額から保険料があらかじめ天引きされます。

| 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|--------|
| 4月(1期) | 6月(2期) | 8月(3期) | 10月(4期) | 12月(5期) | 2月(6期) |

前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料を納め(仮徴収)、確定後は年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を三期に分けて納めます(本徴収)。

口座振替や納付書で納付（普通徴収）

対象となる方

- 年金が**年額18万円未満**の方
- 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方
加入時に会社の健康保険などの被保険者本人であった方も平成20年4月～9月の間は普通徴収になります。

納め方

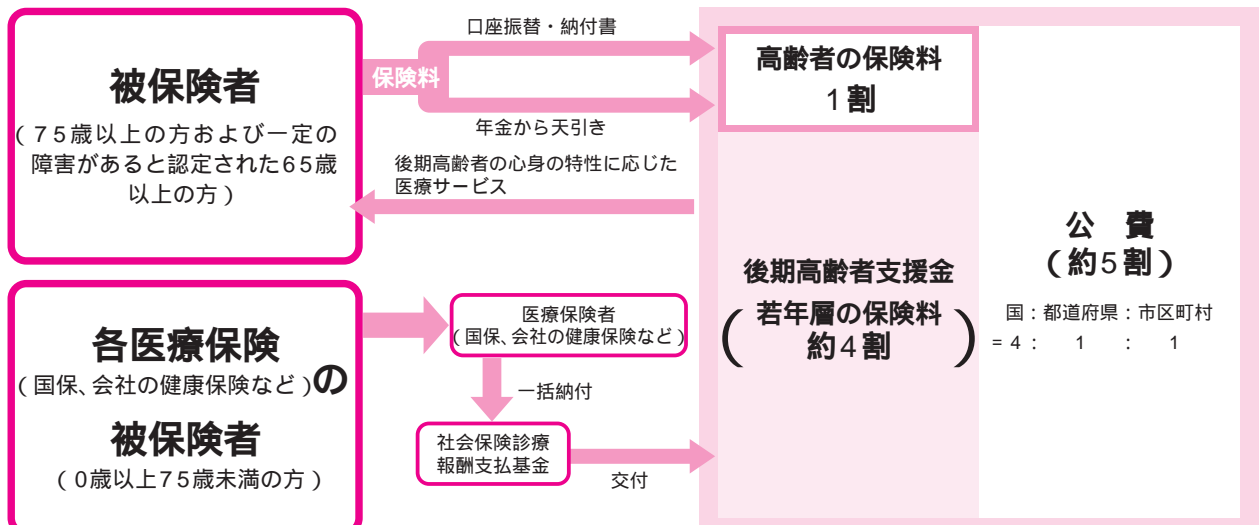
口座振替かまたは市区町村から送られてくる納付書で、納期限内に指定された金融機関で納めます。

保険料は後期高齢者医療制度の大切な財源です

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、みなさんが医療機関で支払う窓口負担を除いた分を、公費（国、都道府県、市区町村）が約5割を負担、

現役世代からの支援（若年者の保険料）が約4割を負担し、残りの1割を高齢者のみなさんに納めていただく保険料で負担します。

後期高齢者医療制度の財源の流れ



後期高齢者医療制度の給付

後期高齢者医療制度で受けられる給付

後期高齢者医療制度では、被保険者のみなさんが病気やけがでお医者さんにかかったときの医療費など、下記のような給付が受けられます。

病気やけがの診療を受けたとき（療養の給付）

病気やけがでお医者さんにかかるときは、かかった医療費の1割負担（現役並み所得者は3割負担）で受診できます。

療養病床に入院したときの食費・居住費（入院時生活療養費の支給）

療養病床に入院したときは、定められた1食当たりの食費と1日当たりの居住費を負担していただきます。

1か月に支払った自己負担が高額になったとき（高額療養費の支給）

1か月に支払った医療費の自己負担が定められた限度額を超えた場合は、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

ただし、入院したときの自己負担は、限度額までの支払いで済みます。

緊急の入院や転院で移送が必要になったとき（移送費の支給）

やむをえない理由でお医者さんが認めた入院、転院などで移送の費用がかかったとき、移送費が支給されます。

保険外の療養を受けたとき（保険外併用療養費の支給）

保険が適用されない、厚生労働大臣が定める先進医療などの療養を受けるとき、一定の条件を満たした療養であれば、一般的な診療部分（診察・検査・投薬・入院など）は自己負担分を除き保険外併用療養費として広域連合が負担します。



入院したときの食事代（入院時食事療養費の支給）

入院したときは、食事代のうち1食分として定められた費用を負担していただきます。

いったん全額自己負担したとき（療養費の支給）

急病などで保険証を持たずにお医者さんにかかったときや、コルセットなどの医療用具を購入したときなどは、いったん全額自己負担しますが、あとから申請して認められると自己負担分以外が療養費として支給されます。

高額医療・高額介護合算制度

介護サービスの利用料と医療費の自己負担の合算が高額になったとき（年額）は、設定された限度額を超えた分が支給されます。

訪問看護サービスを受けたとき（訪問看護療養費の支給）

主治医の指示で訪問看護を利用したときは、1割の自己負担（現役並み所得者は3割負担）となります。

被保険者の方が亡くなったとき（葬祭費の支給）

被保険者の方が亡くなったときは、葬祭執行者の方に対して葬祭費が5万円支給されます。

災害で被害を受けたとき（一部負担金免除）

地震や台風などの災害で被害を受けたときは、一部負担金の支払いが免除される制度があります。

後期高齢者医療制度は、広域連合が運営しますが、窓口業務は市区町村が行いますので、申請や届け出の受付などは、市区町村の担当窓口までお願いします。

問い合わせ 住民課（内線116・117）

お早めに!

税についての ご相談・お問い合わせ
半田税務署個人課税部門 TEL21 - 3141
役場税務課 TEL65 - 0711(内線145・146)

申告相談受付期間

2月18日(月)～3月17日(月)

所得税および町県民税の申告期間は、2月18日から3月17日までです。申告期限間近になりますと大変混雑しますので、できるだけ早めに申告してください。なお、町県民税については2月14日から、申告の受付および相談を行いますのでお出かけください。

所得税の確定申告が必要な人

- (1) 事業所得、農業所得、不動産所得、譲渡所得などがある人で
19年中の各種所得の合計額から各種控除の合計額を差し引き、その金額により所得税が算出される人
- (2) 給与所得がある人で
イ 19年中の給与の収入金額が20万円を超える人
ロ 1か所から給与の支払いを受けている人で、給与または退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
ハ 2か所から給与の支払いを受けている人で、「年末調整を受けていない給与の収入金額」と「給与所得や退職所得以外の所得金額」の合計が20万円を超える人

町県民税の申告が必要な人

- (1) 平成20年1月1日現在、南知多町内に住んでいる人で次にあてはまる人です。
ただし、所得税の確定申告をする人は、町県民税の申告をする必要がありません。
 - (2) 農業、漁業、商工業、大工、日雇いなどをしている人や不動産収入などのある人で所得税の出ない人
 - (3) 給与所得だけの人で、平成19年の途中で退職し、その後再就職していない人
 - (4) 国保に加入している人で、扶養家族になつていない人
- 申告書が必要な人で届かない場合は、税務課までご連絡ください。

所得税・町県民税の申告に必要なもの

印鑑
申告書(住所、氏名、扶養控除欄など必要事項は事前に記入してください)
所得計算に必要な帳簿・書類
給与・年金・外交員報酬などのある人……源泉徴収票
社会保険料控除を受ける人……国民年金保険料控除証明書など(添付または提示が義務づけられています。)





介護認定を受けている方で障害者に準ずると認められる場合には、障害者控除が受けられます。
保健介護課で証明を受けてください。

医療費控除を受ける人……支払った医療費の領収書など
寄付金控除を受ける人……特定寄付金の受領書
税金がもどる人……還付申告する人本人の振込先がわかるもの(預金通帳など)

e-Tax をご利用ください。

ご自宅のパソコンから
申告などの手続きが簡単にできます。

「e-Tax」を利用して所得税の申告をすると

- ① HPからカンタン申告 
- ② 最高5,000円の税額控除 
- ③ 添付書類が提出不要 
- ④ 還付金がスピーディー 

詳しくは、
e-Taxホームページをご覧ください。

イータックス で

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

税の申告は

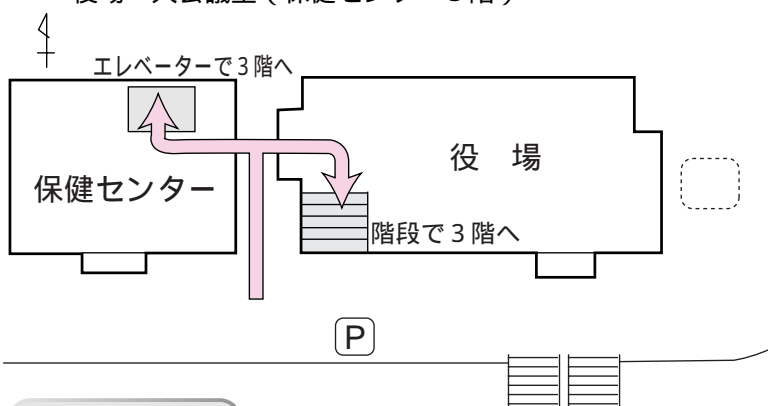
申告会場にご注意を!

営業、農業、その他の事業、資産・株式の譲渡所得などの所得税、消費税、贈与税などの納税相談が必要な方の申告会場は住吉福祉文化会館(半田)です。ご注意ください。(役場・公民館等では受付できません。)

10ページの『確定申告会場のお知らせ』をご覧ください。

町県民税の申告相談会場

2月14日(木)～3月17日(月) 午前9時～正午
土、日は、休みです 午後1時～5時
役場 大会議室(保健センター3階)



各地区での相談会場

| 地区 | 受付月日 | 午前 9:00～正午 | 午後 1:00～4:00 | 申告相談会場 |
|------|----------|---------------|-----------------|-----------------------------------|
| 内海 | 2月14日(木) | 楠・名切 | 中之郷 | 町公民館内海分館 (内海サービスセンター) |
| | 2月15日(金) | 利屋 | 東端 | |
| | 2月18日(月) | 内福寺 | 馬場 | |
| | 2月19日(火) | 西端 | 吹越 | |
| | 2月20日(水) | 北脇 | 岡部 | 山海公民館 |
| | 2月21日(木) | 神戸・西村 | 松原 | |
| | 2月22日(金) | 小野 | 岩屋・大泊 | |
| 豊浜 | 2月25日(月) | 新居・中村 | 小佐・高浜 | 役場 大会議室 (保健センター3階) 〔午後5時まで〕 |
| | 2月26日(火) | 中 | 洲 | |
| | 2月27日(水) | 半月 | 初神・鳥居 | |
| | 2月28日(木) | 山田 | 乙方 | |
| 師崎 | 2月29日(金) | 南組・中組 | 西組 | 大井公民館 (師崎サービスセンター) |
| | 3月3日(月) | 浜組 | 北組 | |
| | 3月4日(火) | 片名 | | 師崎公民館 |
| | 3月5日(水) | 新師崎 | 荒井・栄村 | |
| | 3月6日(木) | 鳥東・鳥西 | 的場 | |
| 篠島 | 3月10日(月) | 篠島 | | 篠島開発総合センター |
| 日間賀島 | 3月11日(火) | 日間賀島 | | 日間賀島公民館 |

豊浜地区の会場は、上記、町県民税の申告相談会場を兼ねるため、午後5時までです。

申告すれば税金がもどる人

次のような人は、確定申告をすれば、納め過ぎの税金が戻る場合があります。
(1) 配当・外交員報酬など源泉徴収された所得税があり、それらを含めた所得があまり多くない人
(2) 給与所得者で、平成19年の中途に退職し、その後就職をしなかったため年末調整を受けられなかった人

(3) 給与所得者で、医療費控除、寄付金控除または住宅借入金等特別控除などを受けることができる人
(4) 年金所得者で、源泉徴収された所得税があり、社会保険料控除、医療費控除、寄付金控除などを受けることができる人

国民健康保険に加入の人へ

所得がなくても必ず申告してください
町県民税などの申告は、国民健康保険税の課税資料や低所得者減額の資料になるものですから、健康保険税の課税資料や低所得者減額の資料になるものですから、必ず申告されるようお願いします。

ら、所得がないからといって申告をしないと、減額対象者でも減額されません。また、医療費の給付でも不利益になることがありますので、必ず申告されるようお願いします。

半田税務署の確定申告会場は住吉福祉文化会館です

開設期間

2月5日(火)～3月17日(月)の平日
2月24日および3月2日の日曜日

開設時間

午前9時～午後4時30分
(開場は午前8時45分)

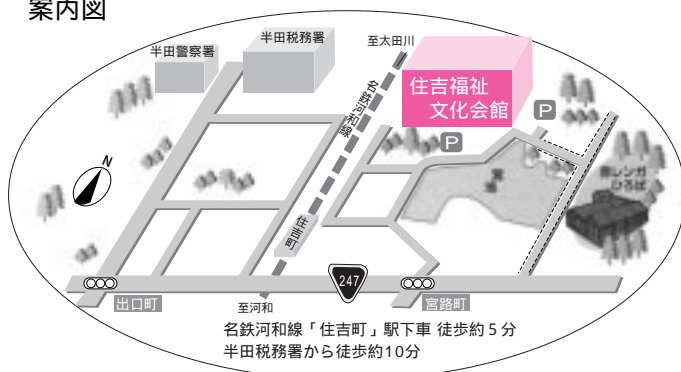
申告と納税の期限

所得税および贈与税 3月17日(月)まで
消費税・地方消費税 3月31日(月)まで

問い合わせ

〒475 8686 半田市宮路町50 5
半田税務署 個人課税第一部門
☎21 3141

案内図



駐車場に限りがございますので、ご来場の際には、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

確定申告書の提出は半田税務署へ、郵送でも結構です。

本年も、市役所・町役場の会場では、事業所得・譲渡所得に係る所得税・個人事業者の消費税および贈与税の相談は行いません。

お手数ですが、開設期間中に住吉福祉文化会館までお越しください。

税理士による無料税務相談所へお気軽にご相談ください。

各会場の無料税務相談所の開催日程は、次のとおりです。相談時間は午前9時30分から午後4時までです。(正午から午後1時は除く。)

なお、譲渡所得および贈与税の申告相談は行いません。

【役場会場】

| 日程 | 場所 |
|----------|------------|
| 2月27日(水) | 町役場大会議室 |
| 2月28日(木) | (保健センター3階) |

役場会場の無料税務相談所では、年金所得者および給与所得者の方の医療費控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告を中心に受け付けます。

問い合わせ

半田税務署 個人課税第一部門
☎21 - 3141

【平成19年分の他会場】 (土・日は除く。)

| 日程 | 場所 |
|-------------------|-----------------------------|
| 2月18日(月)～2月22日(金) | げんきの郷 あぐりカレッジ あすなる舎 大会議室 |
| 2月25日(月)～3月7日(金) | 東海市立商工センター 1階 会議室 |

● 郵送による申し込み
ただし、払い戻し金額3万円未満の場合は回数券に明記された路線の料金事務所で現金による払い戻しもいたします。
詳しくは愛知県道路公社ホームページをご覧ください。

問い合わせ
愛知県道路公社総務部業務課
☎052 961 1621
知多有料道路事務所
☎21 2721
猿投グリーンロード事務所
☎0565 481546
ホームページアドレス
<http://www.aichi-dourokousha.or.jp/>

愛知県道路公社は、このたびは知多半島道路・南知多道路・知多横断道路・中部国際空港連絡道路・猿投グリーンロードの回数券の利用を終了しました。また利用の終了に伴い、お使いにならなかつた回数券については払い戻しをします。
利用期限 2月29日(金)24時まで
払い戻し期間 2月1日(金)～7月31日(木)まで
対象券種
知多半島道路・南知多道路・知多横断道路・中部国際空港連絡道路・猿投グリーンロードの回数券

知多半島道路等の回数券の利用が終了します

所得税の確定申告は、さらに便利で使いやすくなったe-Taxで!

HPからカンタン申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

最高5,000円の税額控除

本人の電子署名および電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができるようになりました(平成19年分または平成20年分のいずれか1回。ただし、平成19年分は平成20年3月17日、平成20年分は平成21年3月16日までに申告された場合に限り。)

添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました(確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります。)

還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)

さらに便利で使いやすく! e-Tax

ネットでもどこでも申告・納税。 国税電子申告・納税システム

「作成コーナーからの電子申告」案内サイトの開設

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxへ直接送信の手順について分かりやすく説明したサイトをe-Taxホームページ内に開設しました。

ID・パスワードのオンライン発行

開始届出書をオンラインで提出した場合、利用者識別番号等がオンラインで即時に発行されるようになりました。

確定申告期の24時間受付

e-Taxは、所得税の確定申告期間中、24時間受付を行っています。

電子申請等証明書制度の創設

e-Taxを利用して申告・申請等を行った事実およびその内容について、証明を受けることができるようになりました(代理送信した税理士による証明書取得は不可)

~「e-Tax」をご利用いただく前に~

- Step 1** 開始届出書をe-Taxホームページの開始届出書作成・提出コーナーから所轄の税務署に提出します。
- Step 2** 電子証明書を取得(費用がかかります)し、ICカードリーダーライタを購入します。
- Step 3** e-Taxの初期登録(電子証明書の登録等)を行います。

もっと詳しい e-Taxホームページ情報は・・・

(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前に是非ご覧ください。

問い合わせ 半田税務署 ☎21-3141

消費者トラブル情報

「生命保険」に関する相談が増加!

「契約時に説明された積み立て配当金より少ない配当金しか支払われなかった」、「実際は加入していた保険が加入していないと説明され保険金が支払われなかった」等、保険に関する相談が多く寄せられています。保険は、複雑・難解な商品なので以前から多くのトラブルがありました。しかし、保険会社による不払い問題の発覚以降相談が増加しています。

相談事例・アドバイス
(相談) 18年前から加入している定期付き終身保険。契約時に60歳になると220万円の積み立て配当金が受取れると勧誘員から説明されたが、実際は25万円だった。書面には小さい字で「変動することがある、約束するものではない。」と書いてあるが納得できない。

(アドバイス) 長期の保険や金融商品は金利等の変動に左右され、予想をはるかに下回る場合があることを伝えました。生命保険は長期にわたる契約です。勧誘員の話をよく聞き、申し込みの際に生命保険会社か

ら交付される「契約概要」「注意喚起情報」「契約のしおり」を必ず読んで内容をよく確認して納得した上で契約することが大切です。乗換え(新たな保険に契約し直す)についても必ずしも有利とはならない場合もあるので注意しましょう。保険料は現在だけでなく、将来にわたって払い込みが必要となります。生活環境や収入の変化も考慮して保険料が払い続けられるか確認しましょう。

年齢、家族構成や環境の変化にとまどない、保障ニーズも変化することがあります。一度選んだ生命保険でも保障ニーズの変化にあわせて見直していくことも重要です。困ったときは、早めに県民生活プラザへ相談しましょう。知多県民生活プラザ(知多総合庁舎内) 消費生活相談専用電話 ☎23 3300 中央県民生活プラザ 消費生活相談専用電話 ☎052 962 0999

商工観光課(内線273)



スクールバス・宝くじ号

本町では、学校統廃合に伴い、豊丘地区の児童の通学に利用するため、スクールバスを2台導入しました。1台目は昨年9月4日に、2台目は1月10日に納車されました。

29人乗りで全席（補助席含む）シートベルト付き、補助ステップや巻き込み防止など安全に配慮した仕様となっています。

導入には、財団法人日本宝くじ協会より588万円の助成をいただき、「宝くじ号」の名称で、来年度から通学の足として活躍します。



みんなで楽しくクリスマス

12月16日、町総合体育館で知的障害者育成会のクリスマス会が行われました。

参加者はいっしょに歌ったり、日間賀島のダンスクラブ「島KKO♡」のダンスを見たりして楽しみ、また町社会福祉協議会長やライオンズクラブ会長が扮したサンタからプレゼントをもらうなど楽しいひとときを過ごしました。

篠島に新春の舞

1月4日、篠島前浜海岸で新春恒例の大名行列が行われました。

祭礼は八王子社にまつられた男神が約400メートル先の神明社の女神に会いに行くもので、4日はご神体（オジンジキサマ）が八王子社に戻る祭りがあり、神事や大名行列が行われました。前浜海岸では厄男がふんどし姿で埋めてあったオタナギサマ（サカキ）を引き抜き海に飛び込むと、見物客から歓声が上がっていました。



もちをついてお正月準備

12月28日、内海保育所でもちつきが行われ、園児がついたり食べたりし、楽しみました。

もちつきは、保育所で正月を迎える準備をしようと毎年行われ、園児は「よいしょ」と掛け声をかけながらもちをついていました。つき上がったもちはさっそくきな粉もちやあんもちにして味わい、園児からは「おいしい」と好評でした。



知多半島南部のカエル 1

寒中産卵 ニホンアカガエル

2月初旬から中旬といえばまだまだ寒く、カエルもヘビもカメやトカゲもみな冬眠を続けているはずですが、

ところがこんな寒さの中、わが南知多町でも山沿いの水田や小水路の中にカエルの卵塊(卵の塊)を見つかることがあります。知多半島南部が暖かだからカエルの産卵が早いわけではありません。これはニホンアカガエルの卵塊です。一般にカエルは寒さに弱い生き物のように思われていますが、アカガエルの仲間は北方起源といわれ、寒さにとても強いのです。

この辺りでは、2月の初め頃ニホンアカガエルたちは冬眠から覚め、雌が産み出す卵塊に雄が放精します。

こうした繁殖行動が終わると、再び冬眠に入り、暖かくなるまで眠り続けます。いくらニホンアカガエルが寒さに強くても、餌となる生きた昆虫はほとんどいません。起きていては餓死の危険にさらされます。つまり、ニホンアカガエルは繁殖のために冬眠を一時中断するのです。

一方、寒中に卵からかえったニホンアカガエルのオタマジャクシたちは、生きたものしか食べない親たちと違って、水底に生える藻や動植物の遺骸などを食べて成長します。まだ恐ろしい天敵も現れる前で、生存競争の相手となる他のカエルのオタマジャクシもいないうちに大きくなっていくのです。



水田の小水路に生み落されたニホンアカガエルの卵塊
↓印 美浜町奥田奥杉谷 野田欽哉さんの水田

近年イネを栽培しない期間は水田から水を落としてしまう農法が進み、ニホンアカガエルは激減してしまいました。また、このカエルの生殖行動は通常1~2日で終わってしまうこともあって、いざ卵塊の写真を撮ろうと思うとなかなか



体の色は、美しい赤褐色でした。

出合いません。私は2シーズン、ニホンアカガエルの卵塊を求めて歩き回りましたが駄目でした。

そこで、知人の野田欽哉さん・良江さんご夫妻のご協力を得て、やっとカメラに納めることが出来ました。

ニホンアカガエル
美浜町土川上流の水田

献血にご協力ください

400ml献血にご協力ください

血液確保のため、次のとおり献血を行いますので、皆様のご協力をお願いします。

献血は相互扶助の精神によって成り立っています。健康なときにこそ献血にご協力ください。

| 月日 | 会場 | 受付時間 |
|--------------|--------|------------------------------|
| 2月12日 (火) | 保健センター | 午前9時30分~11時30分 午後1時~3時30分 |

「向き合おう 自分の体 自分の生活」

2月1日~7日は、生活習慣病予防週間です。日ごろの生活習慣を見直し、定期的な運動とバランスのとれた食事を心がけましょう。

放置自動車は社会の迷惑

街の景観を損なう放置自動車を追放しましょう

近年、愛知県内では、都市部を中心として、道路・公園・漁港内等に年間4千から5千台の自動車が放置されており、道路交通上の障害や環境保全上の問題が生じています。

また、平成17年1月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が完全施行され、施行日以前に販売された自動車については、車検を受けるまでは廃棄時にリサイクル料金の支払いが必要となっていることから、新たな放置自動車の発生が懸念されています。不要となった自動車は路上等に放置することなく、適切に処理しましょう。

福祉環境課(内線126)

自販機でのたばこ購入に専用のICカードが必要になります

未成年者喫煙防止の取り組みの一環として、愛知県のたばこ自動販売機は、2008年5月末までに成人識別たばこ自動販売機に変わり、利用の際には専用のICカード「taspo(タスポ)」が必要になります。

愛知県では、2008年2月よりカードの申込受付を開始し、2008年6月1日より使用できるようになります。申請書はたばこ販売店店頭などで入手できます。(社)日本たばこ協会

スポーツ大会結果

第27回名東柔道大会(名東柔道会主催・11/23)
男子小学1・2年生の部 104名
3位 杉本彰太(師崎小)



第75回町秋季野球大会(町体育協会主催・10/28、12/16・運動公園・4チーム)
優勝 豊浜体協フレンズ
2位 ファーリスト

南知多町剣道連盟が
少年剣道教育奨励賞を
受賞しました。

この賞は全日本剣道連盟から少年少女の剣道指導に永年に亘り尽力され、家庭および学校教育並びに地域社会の向上に資する活動を継続した団体に贈られる賞です。



第15回町バスケットボール大会(一般の部)(町体育協会主催・12/2・町総合体育館)
男子の部(7チーム)
優勝 MBC(南知多)
2位 T F A S(武豊)
3位 海坊主(南知多)
女子の部(3チーム)
優勝 レオパルド(武豊)
2位 ブラッピーズ(南知多)

第34回南知多町長杯少年剣道大会(町体育協会主催・12/9・町総合体育館)
団体戦
小学生の部
優勝 豊浜少年剣道クラブA
2位 布土剣道スポーツ少年団
中学生男子の部
優勝 師崎中学校

個人戦
2・3級の部
優勝 山本恭平(豊丘小)
2位 沖田麻亜耶(奥田小)
3位 磯部理江(大井小)
" 田中直敬(布土小)
4・5級の部
優勝 日比敬子(内海小)
2位 熊谷僚太(布土小)
3位 木又美砂(豊浜小)
" 竹内莉那(内海小)
6級の部
優勝 沖田成惇(奥田小)
2位 平野量太(豊浜小)
3位 山田秀明(奥田小)
" 斉藤大貴(豊浜小)
初心者の部
優勝 内田留加(内海小)
2位 都築涼平(奥田小)
3位 伊藤恭平(布土小)
" 内田遥陽(内海小)
中学生男子の部
優勝 片岡唯賀(野間中)
2位 奥川英介(内海中)

2位 野間中学校
中学生女子の部
優勝 河和中学校



第9回町バスケットボール大会(中学生の部)(町体育協会主催・12/15・町総合体育館)
男子の部(4チーム)
優勝 青山中学校(半田)
2位 美浜ジュニアクラブ(美浜)
女子の部(6チーム)
優勝 豊浜中学校(南知多)
2位 内海中学校(南知多)
3位 河和中学校(美浜)

第21回日本拳法中部総合大会(11/11・千種スポーツセンター)
中学1年男子の部(32名)
優勝 河野卓弥(師崎中)
小学5年女子の部(18名)
3位 河野瑞季(大井小)

3位 磯部健夫(師崎中)
" 北川右恭(師崎中)
中学生女子の部
優勝 丹羽敦美(師崎中)
2位 加藤 鼓(河和中)
3位 磯部磨依(師崎中)
" 磯貝友香(河和中)

第9回町バスケットボール大会(中学生の部)(町体育協会主催・12/15・町総合体育館)
男子の部(4チーム)
優勝 青山中学校(半田)
2位 美浜ジュニアクラブ(美浜)
女子の部(6チーム)
優勝 豊浜中学校(南知多)
2位 内海中学校(南知多)
3位 河和中学校(美浜)

第21回日本拳法中部総合大会(11/11・千種スポーツセンター)
中学1年男子の部(32名)
優勝 河野卓弥(師崎中)
小学5年女子の部(18名)
3位 河野瑞季(大井小)



男女共同参画週間の 標語募集について

募集内容

男女共同参画をテーマにした標語 特に、身近なところから男女共同参画を推進するような標語を募集します。

応募資格

どなたでも応募できます。ただし、個人によるものとします。(未発表の自作のものに限ります) 応募締切 2月29日(金)(必着) 応募方法

官製ハガキ、メール、FAXで1通に1作品を記入し、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入の上お送りください。宛先

内閣府男女共同参画局総務課「標語募集係」

〒100 8914 東京都千代田区永田町1 6 1

FAX 03 3581 9566

メールは男女共同参画局ホームページにアクセスしてください。

<http://www.gender.go.jp/>

入賞

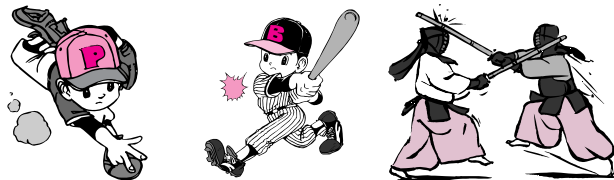
最優秀賞1作品、優秀賞2作品その他

・応募作品は返却しません。

・入賞作品の著作権は内閣府に帰属します。

スポーツクラブの会員を募集します

南知多町体育協会では、下記スポーツクラブの会員を募集しています。『健康づくり』『友達づくり』『生きがいづくり』のために、ぜひスポーツクラブに参加しませんか。



| 種 目 | 対 象 者 | 申 込 先 (問 い 合 わ せ 先) | 申 込 時 期 | 備 考 |
|-------------|-----------------|--|---------|---------------------|
| 少 年 軟 式 野 球 | 小学2～6年生 | 少年軟式野球代表 相川勇次 豊浜字新居120-1 ☎65-2172 | 随 時 | |
| 剣 道 | 小 学 生 | 豊浜少年剣道クラブ代表 家田 保 豊丘字山田37 ☎65-0964 | 随 時 | 防具貸出あり 見学歓迎 |
| | | 大井少年剣道クラブ代表 磯部慎吾 片名字新師崎15-6 ☎63-2219 | 随 時 | 内海、大井 師崎 地区 |
| ゲ ー ト ボ ー ル | 年齢問わず | ゲートボール協会代表 石黒芳子 内海字平居82 ☎62-0382 | 随 時 | 1度参加して 見てください |
| 相 撲 | 園児～ 中学生 | 相撲連盟代表 堀江和正 豊浜字上大田面67-1 ☎65-0405 | 随 時 | 年会費 1,500円 |
| イ ン デ ィ ア カ | 中学生以上 | インディアカ協会代表 万浪悦夫 内海字松田34-1 ☎62-3326 | 随 時 | 内海、豊浜 大井 地区 |
| ミニバスケットボール | 小学2～6年生 (女子) | バスケットボール協会代表 田中吉郎 ☎役場総務課65-0711 自宅65-2786 | 随 時 | |
| グラウンドゴルフ | 小 中 学 生 一 般 | グラウンドゴルフ協会代表 鈴木賢治 山海字土間15 ☎62-0458 | 随 時 | 年会費500円 (小中学生無料) |
| バ ド ミ ン ト ン | 高校生以上 | バドミントン協会代表 河合正吉 内海字北脇48 ☎62-1203・62-3203 | 随 時 | 内海、豊浜 大井 地区 |

各クラブの活動内容、申込方法等は直接各クラブにお問い合わせください。

問い合わせ 南知多町体育協会事務局 (町総合体育館内社会教育課スポーツ係) ☎65-2880

福祉のまちづくり講座 ～災害の視点から考える～

社会福祉協議会
☎65-2687

美浜町・南知多町の共催で、「災害」に関連する様々な話を聴いたり簡単な体験を行う講座です。この講座を通して私たちが生活する地域のことを考えてみませんか？

定 員 16歳以上 40名 (先着順)
その他 受講料は無料

手話通訳・要約筆記有り

申し込み

2月13日までに南知多町社会福祉協議会まで電話・FAX、Eメールにて
☎65-2687・FAX65-2913
Eメール：nanchi@tac-net.ne.jp

| 日時・場所 | 内 容 ・ 講 師 |
|--|--|
| 2月17日(日) 10:00～15:00 美浜町生涯 学習センター | 講話『各町の災害に対する全体の取り組み状況』 美浜町役場・南知多町役場防災担当職員より |
| | 講演『災害の視点から福祉のまちづくりを考える』 講師：トヨタ自動車(株)トヨタボランティアセンター鈴木盈宏氏 |
| | 『耐震の豆知識～まずは身近なところから～』 講師：半田災害支援ボランティアコーディネーターの会 |
| 3月2日(日) 10:00～15:00 南知多町 総合体育館 | 体験コーナー『地震車体験』(屋外) |
| | 『我が町で災害が起こったら』...災害図上想定体験(DIG)に挑戦 講師：あいち防災リーダー会(南知多・美浜支部) |
| | 『非常食を知ろう』(昼食を兼ねて) 座談会：『南知多・美浜町で今まずできることを考えてみよう』 |

平成18年度

南知多町の人事行政の運営等の状況を公表します

南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条の規定に基づき平成18年度における南知多町の人事行政の運営等の状況について次のように公表します。

平成20年2月1日

南知多町長 沢田 壽一

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況

(平成18年4月2日～平成19年4月1日)

| | |
|----|-----|
| 採用 | 3人 |
| 退職 | 12人 |

(2) 職員数(平成19年4月1日現在)

| | |
|-----|------|
| 職員数 | 213人 |
|-----|------|

(注) 職員数は、町長と教育長を除く常勤職員数です。

2 職員の給与の状況について

(1) 人件費の状況(平成18年度一般会計決算)

| 住民基本台帳人口 (平19.3.31) | 歳出額A | 実質収支 | 人件費B | 人件費率 (B/A) |
|------------------------|------------|-----------|--------------|---------------|
| 21,729人 | 67億987万2千円 | 2億5,042万円 | 16億6,696万4千円 | 24.8% |

(注) 人件費には、町長・議長などの特別職に支給される給料、報酬および事業支弁に係る職員の人件費2734万8千円が含まれます。

(2) 職員給与費の状況(平成19年度一般会計予算)

| 職員数 (A) | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉 手当 | 給与費計 (B) | 一人当たり 給与費(B/A) |
|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------------|
| 203人 | 7億5,744万7千円 | 1億8,076万8千円 | 3億2,597万9千円 | 12億6,419万4千円 | 622万8千円 |

(注) 職員手当には退職手当は含まれていません。

(3) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

| 区分 | 初任給 | 採用2年経過日 給料額 |
|-------------|----------|----------------|
| 一般行政職員(大学卒) | 170,200円 | 182,200円 |
| 一般行政職員(高校卒) | 138,400円 | 146,700円 |

(注) 採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給と、その者が2年後に受けることとなる給料額について掲げたものである。

(5) 一般行政職員の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 計 |
|----------|------|-------|-------------|-------------|------------|------|----------|--------|
| 標準的な職務内容 | 職員 | 職員 | 主査 主任保育士 | 係長 主任保育士 | 主幹 保育所長 | 課長 | 部長 次長 | |
| 職員数 | 7人 | 46人 | 72人 | 11人 | 31人 | 13人 | 10人 | 190人 |
| 構成比 | 3.7% | 24.2% | 37.9% | 5.8% | 16.3% | 6.8% | 5.3% | 100.0% |

(4) 一般行政職員の経験年数別・学歴別平均給料 (平成19年4月1日現在)

| 区分 | 経験年数 10年 | 経験年数 15年 | 経験年数 20年 |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| 大学卒 | 250,000円 | 305,300円 | 326,200円 |
| 高校卒 | | 246,800円 | 304,700円 |

(6) 一般行政職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

| 区分 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
|------|----------|----------|-------|
| 行政職員 | 326,958円 | 404,075円 | 44.9歳 |

(7) 昇給の状況(平成18年度)

| 区分 | 合計 | 行政職員 | 技能労務職員 | |
|-------------|--------|------|--------|-----|
| 職員数(人) | 222人 | 193人 | 29人 | |
| 昇給数別 内 訳 | 0号給(人) | 7人 | 7人 | 0人 |
| | 1号給(人) | 34人 | 27人 | 7人 |
| | 2号給(人) | 8人 | 5人 | 3人 |
| | 3号給(人) | 130人 | 113人 | 17人 |
| | 4号給(人) | 38人 | 36人 | 2人 |
| | 5号給(人) | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 6号給(人) | 5人 | 5人 | 0人 |

(8) 職員手当の状況(平成19年4月1日現在)

期末・勤勉手当

| 区分 | 期 末 | 勤 勉 |
|------|-------|--------|
| 6月期 | 1.4月分 | 0.71月分 |
| 12月期 | 1.6月分 | 0.71月分 |
| 計 | 3.0月分 | 1.42月分 |

(注) 職制上の段階、職務の級等による加算措置…有り

退職手当

| 区分 | 自己都合 | 定年・勤奨 |
|---------------------|---------|----------|
| 平成18年度中の 一人平均支給額 | 2,342千円 | 15,767千円 |



地域手当

| | |
|-------------------|---------|
| 支給対象地域 | 全地域 |
| 支給率 | 8% |
| 支給対象職員 | 全職員 |
| 支給対象職員一人当たり平均支給月額 | 26,508円 |

特殊勤務手当

| | |
|-------------------|-------------|
| 支給対象職種 | 全職種 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 16.67% |
| 支給対象職員一人当たり平均支給月額 | 6,641円 |
| 手当の種類(手当数) | 5手当 |
| 代表的な手当 | 保育業務手当・防災手当 |

扶養手当

| | |
|-------|--|
| 配偶者 | 13,000円 |
| 配偶者以外 | 1人につき6,000円(扶養者でない配偶者を有する場合の1人目は6,500円、配偶者のない場合の1人目は11,000円)高校生・大学生等の子については上記の額に5,000円加算 |

時間外勤務手当

| | |
|-------------|----------|
| 支給総額 | 17,241千円 |
| 職員一人当たり支給年額 | 101千円 |

(注)平均支給額は、平成18年度決算額(選挙・水防を除く)を平成18年4月の職員数(管理職手当受給職員を除く。)で除したものです。

住居手当

| | |
|----------|----------------------------|
| 持家者 | 2,500円(新築または購入後5年間) |
| 借家・借間居住者 | 12,000円を超える家賃に応じて最高27,000円 |

通勤手当

| | |
|----------------|---|
| 片道2km以上交通機関利用者 | 運賃相当額の範囲内で支給(上限55,000円) |
| 片道2km以上自動車等利用者 | 5kmまで2,000円から自動車等の使用距離に応じて支給(上限60km以上24,500円) |

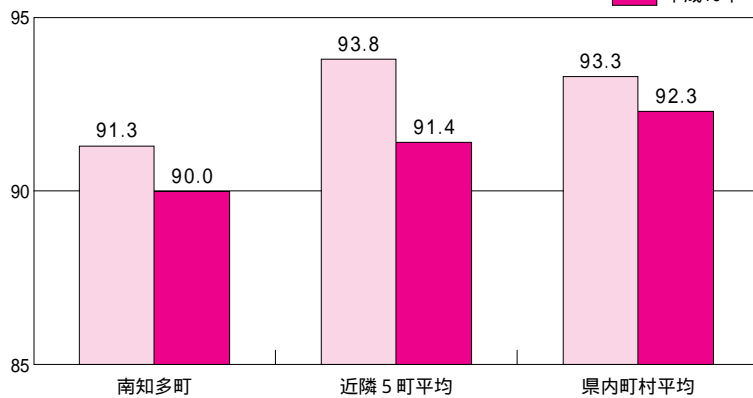
(9) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

| 区分 | 給料月額 | 期末手当 |
|-----|------------------------|---|
| 町長 | 569,800円 (814,000円) | (平成18年度支給割合) 6月期 1.60月分 12月期 1.70月分 計 3.30月分 |
| 副町長 | 540,600円 (636,000円) | |
| 教育長 | 543,120円 (584,000円) | |

(注)給料月額の上段は、町長30%・副町長15%・教育長7%減額後の額。下段()は、減額前。

| 区分 | 報酬月額 | 期末手当 |
|-----|----------|---|
| 議長 | 356,000円 | (平成18年度支給割合) 6月期 1.60月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分 |
| 副議長 | 271,000円 | |
| 議員 | 244,000円 | |

(10) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、一般行政職について、国家公務員の平均給料額を比べたもので、国家公務員を100とした場合の地方公務員の給料額の水準を示す指数です。
2 近隣5町平均とは、阿久比町、東浦町、美浜町、武豊町、南知多町のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成18年4月1日現在)

| 正規の勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 | 休息時間 |
|---------|------|-------|-------------|----------------------------|
| 8時間 | 8:30 | 17:15 | 12:15~13:00 | 12:00~12:15 15:00~15:15 |

(2) 休暇の種類(平成18年4月1日現在)

| 区分 | 付与日数 | 区分 | 付与日数 |
|--------|---------------------|----------|----------|
| 年休 | 20日 | 忌引 | 最高7日 |
| 出産 | 前6、後8週間 | 父母の祭日 | 1日 |
| 育児時間 | 生後1年まで1日につき2回各30分以内 | 結婚 | 5日 |
| 子の看護 | 5日 | 選挙権行使 | 必要と認める日数 |
| 骨髄移植 | 必要と認める日数 | 証人等出頭 | 必要と認める日数 |
| ボランティア | 5日 | 妻の出産補助 | 2日 |
| 住居滅失 | 7日 | 夏季休暇 | 5日 |
| 交通遮断 | 必要と認める日数 | リフレッシュ休暇 | 3日 |

(3) 育児休業等取得者数

(平成18年度中に新たに育児休業(部分休業)を取得した職員数)

| 区分 | 男性 | 女性 |
|----------|----|----|
| 育児休業取得者数 | 0人 | 2人 |
| 部分休業取得者数 | 0人 | 0人 |
| 計 | 0人 | 2人 |



4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

| 処分の種類 | 処分者数 | 理 由 |
|-------|------|------------------------|
| 休 職 | 1人 | 心身の故障のため、長期の休養を必要とする場合 |
| 降 任 | 0人 | |
| 免 職 | 0人 | |

(2) 職員の懲戒処分の状況

| 処分の種類 | 処分者数 | 理 由 |
|-------|------|-----|
| 免 職 | 0人 | |
| 停 職 | 0人 | |
| 減 給 | 0人 | |
| 戒 告 | 0人 | |

5 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する研修等の実施状況

地方公務員法に定められた職員としての義務を周知徹底するため、新規採用職員研修や中堅職員研修等において、サービス制度に係る研修を平成18年度に実施した。

また、随時、通知文書等により、サービス規律の徹底を図っている。

(2) セクシュアル・ハラスメント対策

セクシュアル・ハラスメント防止については、総務課を相談窓口として職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に努めている。

(3) 営利企業等への従事許可の状況

| 区 分 | 件 数 |
|---|-----|
| 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ねるもの | 0件 |
| 自ら営利を目的とする私企業を営むもの | 0件 |
| を除き報酬を得て事業若しくは事務に従事するもの | 2件 |
| 計 | 2件 |



6 職員の研修および勤務成績の評定の状況について

(1) 研修の状況

| 研 修 区 分 | 研 修 名 等 |
|---|--|
| 一般研修 21人 (職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能、態度その他基礎的教養を修得する研修) | 新規採用職員研修(前期・後期)、一般職員研修(前期・中期・後期) 係長研修(新任) 課長研修(新任・現任) 部長研修(新任) |
| 特別研修 42人 (一般研修以外の研修で、職務の遂行に密接な関係のある知識および技能を専門的に修得する研修) | 町主催研修(接遇研修、健康管理研修) 市町村職員研修会主催研修(指導者養成研修、法制執務研修、接遇研修、地方税研修) |
| 派遣研修 3人 (職員を他の教育研究機関等に派遣し必要な知識および技能を修得する研修) | 市町村アカデミー派遣研修 |

(2) 勤務成績の評定の概要

南知多町においては、全職員を対象に勤務成績の評定を実施している。

| | |
|-------|--|
| 目 的 | 職員の勤務の実績並びに執務に関連してみられた職員の性格・能力および適格性を統一的に記録して人事管理の合理化を図り、もって公正な人事行政の確立に資する。 |
| 制度の概要 | 原則として、第1次から第3次までの3人の評定者により、各職員に与えられた8～10の評定要素について「A」から「E」の5段階で評価する。最終評定者は、最終評定点および評語を決定する。評語「A」および「B」の人員は最終評定者および格付けを同じくする被評定者について、課長以上で「A」は10%以内、「B」は30%以内、それ以外の職員で「A」は5%以内、「B」は20%以内としている。 |
| 対 象 者 | 南知多町職員定数条例による職員全員とする。ただし、欠勤、休職、停職、長期出張その他これに類する事故等のために長期にわたり職務に従事しない場合、または新規採用、上位の職へ昇任若しくは勤務替等のために公正な評定を行うことができないと認められる場合は除く。 |

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく地方職員共済組合等に対する地方公共団体の負担金:一般会計)

| 執行額 | 一人当たりの負担額 |
|--------------|-----------|
| 207,343,617円 | 955,501円 |

(2) 職員互助会

| 区分 | 町費補助金額 (交付決定額) | 会員数 |
|-------|-------------------|------|
| 金額・人数 | 2,069,000円 | 157人 |

(3) 安全衛生

ア 安全衛生管理体制の概要

職員の安全の確保、健康の保持増進などの諸施策を効率的に推進するために、南知多町職員安全衛生管理規程の定めるところにより、総括安全衛生管理者を組織の長とする安全衛生管理体制を整備している。

イ 職員健康診断

| 区分 | 対象職員数 | 受診者数 | 未受診者 |
|--------|-------|------|------|
| 定期健康診断 | 226人 | 81人 | 7人 |
| 人間ドッグ | | 138人 | |

ウ 健康指導等の実施状況

職員の健康の保持増進を図るため、検診結果に基づく事後管理、一般疾病の予防、治療対策、心の健康問題について職場の健康管理研修会、共済組合等の相談窓口を活用して保健指導を実施している。

(3) 職員の災害補償

ア 公務災害認定件数

| 負 傷 | | | | 疾 病 | | | | 合 計 |
|---------|-----|-----|----|---------------|-----|-----------------|----|-----|
| 自己職務遂行中 | 出張中 | その他 | 計 | 公務上の負傷に起因する疾患 | 職業病 | その他公務起因性の明らかな疾病 | 計 | |
| 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

ウ 負担金執行額

| 金 額 |
|------------|
| 1,190,871円 |

イ 通勤災害認定件数

| 出勤途上 | 退勤途上 | 合 計 |
|------|------|-----|
| 0件 | 0件 | 0件 |

8 公平委員会の業務の状況(平成18年度)

| 業務の種類 | 件 数 |
|-------------------|-----|
| 勤務条件に関する措置要求件数 | 0件 |
| 不利益処分に関する不服申立ての状況 | 0件 |

(注)公平委員会の事務は、愛知県に委託しています。

議会結果報告

12月町議会定例会

平成19年第6回南知多町議会定例会が12月7日から12月18日までの12日間開催されました。

7日は諸般報告および提出案件の概要説明に始まり、一般質問の後、議案についての提案理由の説明・質疑が行われ、2議案が可決され、6議案が各常任委員会に付託されました。

12月18日、本会議が再開され、5議案が原案のとおり可決され、1議案が否決となりました。可決された議案は次のとおりです。

条 例

南知多町職員の給与に関する条例の一部改正(総務課)
南知多町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正(総務課)

予 算

平成19年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成19年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)
平成19年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)

そ の 他

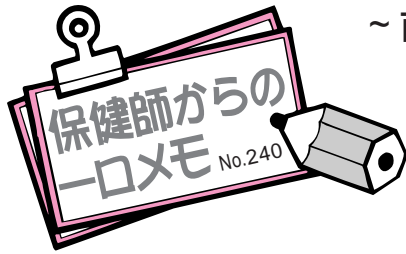
専決処分の報告
工事請負契約の変更(豊浜小学校北校舎改築工事)(学校教育課)

専決処分の報告
工事請負契約の変更(豊浜小学校南校舎等耐震補強及び外壁改修工事)(学校教育課)

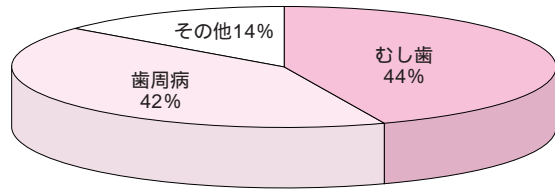
愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更(総務課)
愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更(住民課)

詳細等は、関係各課にお尋ねください。



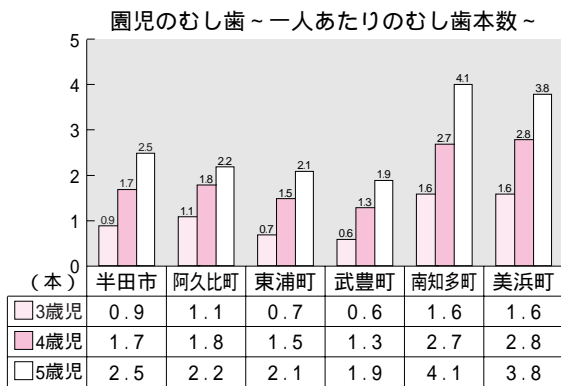
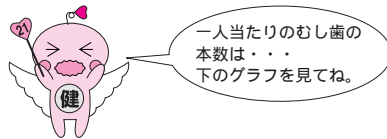


～ 歯を失う原因の9割がむし歯と歯周病です～



むし歯と南知多の子どもたち

南知多町の園児のむし歯本数は知多半島でトップクラス！



(平成18年度 地域歯科保健業務状況報告より)

《家族みんなでむし歯・歯周病予防》

- むし歯菌をうつさない
- ・スプーン・歯ブラシの共用はしない
- ・口うつしで食べさせない
- 規則正しい生活をしましょう
- ・だらだら食べたり飲んだりしない
- ・食べたら歯をみがきましょう
- *特に寝る前はしっかりみがきましょう！
- ・おやつを見直そう
- たばこは吸わない
- よくかんで食べましょう
- かかりつけ歯科医をもちましょう



むし歯ができるまで

口の中のむし歯菌(ミュータンス菌)が糖を分解して酸をつくります。この酸が歯の表面を溶かして穴をあけます。これが、むし歯の始まりとなります。

歯周病は生活習慣病！

歯と歯ぐきとの境目に歯垢(歯周病菌)がたまることから、歯肉に炎症を引き起こします。さらに、歯を支えている歯槽骨(あごの骨)を溶かしてしまい、放っておくと歯が抜けてしまいます。

*20代から始まっています。歯周病予防に心がけましょう！

卑弥呼の歯がいーぜ (かむ8大効果)

よくかむことで次のような効果があります

- ひ = 肥満の予防
- み = 味覚の発達
- こ = 言葉の発音がはっきり
- の = 脳の発達
- は = 歯の病気の予防
- が = ガンの予防
- い = 胃腸快調
- ぜ = 全身の体力向上

2月の 休日急病当番医

受付時間 午前9時～正午
急病以外の診療、往診はできません。
都合により変更になる場合もあります。

| 当番日 | 当番医 | 診療科目 | 電話番号 |
|---------|-------------------|--------|---------|
| 2月3日(日) | 白井医院(師崎) | 内科 | 63-0029 |
| 10日(日) | (医) 共生会 南知多病院(豊丘) | 内科 | 65-1111 |
| 11日(月) | 大岩医院(内海) | 内科 | 62-0138 |
| 17日(日) | (医) 願心会 辻医院(河和) | 内科・小児科 | 82-0106 |
| 24日(日) | (医) 上床医院(豊浜) | 内科・小児科 | 65-0604 |

平成20年度から健診制度が変わります！

健診は医療保険者が実施します。

平成19年度まで町が実施してきました「住民健診」は、法律の制度改正によって、平成20年4月から40歳～74歳の方を対象に、医療保険者が実施する「特定健診」に変わります。

「医療保険者」とは、健康保険証を発行している機関をいいます。市町村国民健康保険、共済組合、健康保険、船員保険などがあります。



平成20年度からの健診制度については、今後も広報等でお知らせします。



問い合わせ 住民課、保健介護課

どのように変わるの？

皆さんが加入している「医療保険」によって、健診の受診場所などが異なります。

- ・平成20年4月からも引き続き町が行う住民健診（特定健診）を受けられる方は、南知多町国民健康保険の加入者です。
- ・南知多町国民健康保険以外の医療保険の加入者（被扶養者を含む。）は勤務先へお問い合わせください。

日本脳炎の予防接種の実施について

現在、南知多町では、国の指導に基づいて日本脳炎の予防接種を見合わせています。これは現行のワクチンを接種した場合、ごく稀にADEMと呼ばれる副作用が生じる可能性があるためです。

しかし、日本脳炎に感染するおそれが高いお子さんなどで、保護者が接種を特に希望した場合は、平成20年度から保護者同意の上で現行ワクチンでの予防接種を受けられる体制を検討しています。

接種を希望されるお子さん(7歳未満)は、保健センターまで電話などで申し込みください。

申込期間 2月4日～2月29日

対象者

- ・日本脳炎の流行地（朝鮮半島、台湾、中国、ベトナムなど）へ渡航するお子さん
- ・養豚場が近くにあるお子さん
- ・平成14年4月1日以前の生まれで、平成20年6月30日の時点で7歳未満の1期初回未実施者

現在、実施方法（集団または個別）は未定です。また、接種は平成20年4月以降を予定しています。

ADEM（急性散在性脳脊髄炎）とは

ある種のウイルスの感染後あるいはワクチン接種後に、稀に発生する脳神経系の病気です。ワクチン接種後の場合は、通常接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障害等の症状があらわれます。ステロイド剤などの治療により完全に回復する例が多く、良性の疾患とされていますが、運動障害などの神経系の後遺症が10%程度あるといわれています。予防接種後にみられたADEMの患者さんで、予防接種法に基づく健康被害救済制度の認定を受けた方は、平成元年から平成15年5月までで14名です。

マタニティセミナー（前期）

日時 2月14日(木)

午後1時15分～4時30分

会場 保健センター

内容 妊娠中の生活、おかあさんの歯・あかちゃんの歯、あかちゃんの育児、マタニティピクス

持ち物 母子健康手帳、動きやすい服装、歯ブラシ

健康なんでも相談

血圧測定や健診の結果についての説明、子どもの相談など、あかちゃんから大人までの健康に関する相談日です。

お気軽にご利用ください。

日時 2月19日(火)

午前9時30分～10時30分

場所 保健センター

お知らせコーナー

町政に関するご意見お問い合わせは役場へ
 ☎ 65 0711 (代表)
 FAX 65 0694
 メール minamichita@own.minamichita.lg.jp

平成20年度南知多町
 臨時職員を募集します

総務課 (内線213)

職種

- ・一般事務
- ・保育士
- ・保健師
- ・交通指導員
- ・教育相談員(適応指導教室 豊浜)
- ・町民会館事務(圖書の整理 内海)
- ・旧豊丘小学校管理人

受付期間

2月14日(木)～2月29日(金)

その他

応募方法など詳細については、左記までお問い合わせください。
 問い合わせ

総務課人事係(内線213)

戦没者等遺族の皆さまへ

特別弔慰金の請求は

お済みですか

福祉環境課 (内線121)

戦没者等の遺族に対する「第八回特別弔慰金」の請求期限は、平成20年3月31日までですので、

手続きがまだお済みでない方は忘れずに請求してください。この時までに請求しませんでしたと時効により権利がなくなります。

対象者は戦没者等の遺族で、平成17年4月1日現在で、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- 1 弔慰金の受給権者
 - 2 戦没者等の子
 - 3 父母 孫 祖父母 兄弟 姉妹(戦没者等と生計関係を有していない方等を除かれます。)
 - 4 右記3以外の 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹
 - 5 右記1から4以外の三親等内の親族(戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます)
- 支給内容
 額面40万円10年償還の記名国債請求手続き
 福祉環境課社会福祉係で請求手続きをしてください。
 問い合わせ
 福祉環境課社会福祉係

障がいのある方やご家族の巡回相談のご案内

福祉環境課 (内線122)

知多南部相談支援センターゆめじろう・わっぱるでは、障がいのある方やご家族の方の地域生活に関する様々な問題解決のお手伝いをする巡回相談を行います。

生活でお困りのことや、不安に感じていること、どこに相談したらよいかわからないことはありませんか? 障がいの種別や問題の大きさに関わりなく、ご相談ください。じっくりお話をうかがう中で、あなたらしく地域で暮らしていただけるための手立てを一緒に考えていきたいと思います。相談は無料です。また秘密は必ず守ります。

日時 2月12日(火)、3月11日(火) 午後1時30分～4時
 会場 役場1階第一会議室
 巡回相談日にご都合のつかない方は、個別の相談も可能ですので、ご利用ください。
 内容 障がいのある本人、家族、関係者からの相談

予約 事前にお電話にてお申し込みください。
 予約・問い合わせ
 知多南部相談支援センター
 ゆめじろう ☎ 72 6464
 FAX 72 6454
 E-mail: sudan@dune.ocn.ne.jp
 わっぱる ☎ 73 3201
 E-mail: niroba@wappa-nokai.jp
 (開所時間 平日午前9時～午後5時)

第20回南知多町女性
 のつどい

社会教育課 ☎ 65 2880

「人・共に生きる」

ふれ合う心と心 講演会

「笑う介護士」

日時 2月14日(木) 午後1時30分
 場所 町総合体育館 サブアリーナ
 講師 社会福祉士・介護福祉士 袖山卓也氏
 主催 南知多町女性団体連絡協議会
 問い合わせ 社会教育課(町総合体育館内) ☎ 65 2880
 入場無料です。介護に関する方など、一般の方も多数ご参加ください。

町税の休日収納窓口を開設します

開設日 2月17日 日曜日
 開設時間 午前9時～正午まで
 開設場所 役場本庁1階 税務課窓口
 問い合わせ 税務課徴収係
 ☎65-0711 内線143・144

2月の納税

国民健康保険税.....第8期分
 納期限.....2月29日(金)

口座振替制度ご利用の方は、指定された金融機関の口座から引き落としいたしますので預金残高の確認をお願いします。

「町税は便利な口座振替で」
 たばこは町内で買いましょ

寄

贈

ありがとうございます

町民会館図書室へ

・図書

松本美智恵 353冊

南知多町社会福祉協議会へ

・6万6千472円

J A あいち 知多女性部

南知多地域

・10万円

半田遊技業組合

(敬称略)

リサイクル教室の

参加者募集

知多南部クリーンセンター

☎62 0402

知多南部クリーンセンターでは次のとおり参加者を募集します。

リサイクル工作教室

(ランブシェード作り)

日時 2月20日(水)

午前9時30分～正午

場所 知多南部クリーンセンター

定員 10名程度(先着順)

参加費 1,000円(材料代)

申込方法 知多南部クリーンセンター(業務第一係)に電話で

お申し込みください。

「るびあん2009合同会社説明会」開催のご案内

商工観光課 (内線273)

知多地域学生就職情報センターでは、来春卒業予定の学生に知多地域の企業を紹介する「るびあん2009合同会社説明会」を開催します。

会場では企業毎にブースが設けられ、企業の人事担当者と直接お話ができます。また、個人相談、職業適性診断やプロによるメイクアドバイス等就職活動をサポートするコーナーも設置していただきますので、積極的に活用してください。

日時 3月12日(水)

午前10時～午後4時

場所 半田市福祉文化会館(雁宿ホール)

参加企業は左記HPからご覧になれます。また、就職情報誌を発行しましたので、希望者はHPから請求いただくか、半田商工会議所までご連絡ください。

URL

<http://www.shuushokuo.or.jp>

携帯端末用アドレス

<http://www.shuushokuo.or.jp/>

問い合わせ

内海商工会 ☎62 0403

豊浜商工会 ☎65 0004

半田商工会議所 ☎21 0311

「わたしの思い出、愛・地球博展」の開催

都市開発課 (内線242)

愛・地球博記念公園(モリコロパーク)では、あの感動にもう一度出会える場所「愛・地球博記念館」をメイン会場に、「わたしの思い出、愛・地球博展」を開催します。わたしの思い出の数々の展示などを始め、土曜・休日には愛知国際児童年記念館でも楽しいイベントを催します。あの感動にもう一度出会いは是非お越しください。

日時 2月9日(土)～24日(日)

(12日(火)と18日(月)は休館)

午前9時～午後5時

場所 愛・地球博記念公園(長久手町)

(リニモ 愛・地球博記念公園駅下車すぐ)

お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

入館 無料

問い合わせ

愛知県建設部公園緑地課

☎(052) 954 6528

(ダイヤルイン)

愛・地球博記念公園管理事務所

☎(0561) 64 1130

ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/koen/>

平成20年度県立旭陵高等学校(通信制)生徒募集のお知らせ

学校教育課 (内線324)

通信制高校は、通信教育による自宅学習を中心として、高校卒業資格を取得できる高校です。また、知識・教養を目的とした社会人学習コースとして、特科生の制度もあります。(高校卒業資格は取得できません)

募集定員

・普通科 約360人

・特科生 特に定めません

応募資格

普通科

・新入生 中学校を卒業した者

3月に中学校を卒業見込みの者

・転入生 現在高等学校に在学中の者

・編入生 高等学校を退学した者。高認(または旧大検)の一部科目に合格している者

特科生 特に問いません

普通科、特科とも居住地または勤務地が愛知県内

の者

選抜検査

・普通科 作文、面接、書類審査

・特科生 書類審査

出願期日

普通科

・新入生(前期)、編入生 3月

1日(土)～3月4日(火)

・新入生(後期) 3月24日(月)～3月28日(金)

・転入生 3月13日(木)・14日(金)

特科生 3月1日(土)～3月4日(火)および3月21日(金)

検査日

・新入生(前期) 3月9日(日)

・新入生(後期) 3月30日(日)

・転入・編入生 3月20日(木)

出願場所および問い合わせ

旭陵高等学校

〒461 8654
名古屋市中区出来町3丁目6
23

☎052 721 5371

<http://www.kyokuryo-n.aichi-ced.jp/>

自衛隊半田募集事務所 ☎210004

募集種目

2等陸・海・空士男子

応募資格 4月1日現在18歳以上27歳未満の男子

受付期間 2月23日まで

試験日 2月3・24・25日、3月予定

試験内容

筆記試験、身体検査および口述試験

自衛官募集

自衛隊半田募集事務所 ☎210004

募集種目

2等陸・海・空士男子

応募資格 4月1日現在18歳以上27歳未満の男子

受付期間 2月23日まで

試験日 2月3・24・25日、3月予定

試験内容

筆記試験、身体検査および口述試験

自衛官募集

自衛隊半田募集事務所 ☎210004

募集種目

2等陸・海・空士男子

応募資格 4月1日現在18歳以上27歳未満の男子

受付期間 2月23日まで

試験日 2月3・24・25日、3月予定

試験内容

筆記試験、身体検査および口述試験

自衛官募集

自衛隊半田募集事務所 ☎210004

募集種目

2等陸・海・空士男子

応募資格 4月1日現在18歳以上27歳未満の男子

受付期間 2月23日まで

試験日 2月3・24・25日、3月予定

試験内容

筆記試験、身体検査および口述試験

自衛官募集

自衛隊半田募集事務所 ☎210004

家の耐震性を知り、工夫して自分の身を守ろう

木造住宅耐震診断

都市開発課 (内線242)

南知多町では、平成15年度から木造住宅の『無料耐震診断』を実施しています。この制度はあなたの負担なしで、南知多町があなたの木造住宅の耐震診断を行うものです。

今後予想される東海地震や東南海地震などの大規模地震から、あなたや家族の生命を守るためにも耐震診断を行い、被害を少しでも軽減できるような耐震改修をしましょう。

無料耐震診断の対象となる建築物

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
在来軸組構法の2階建て以下の住宅

現に人の住んでいる住宅
建物の所有者が申し込みをされた住宅

耐震改修工事に対する補助

南知多町の「無料耐震診断」の結果により、「倒壊の可能性があり総合判定0・7未満」と診断された木造住宅を対象に、耐震改修工事費の一部を補助します。

工事費の2分の1(上限60万円)
耐震診断申込場所
都市開発課または各サービスセンター(申込用紙は窓口にあります。)

都市開発課(内線242)

シルバー人材センターでは働く仲間を募集しています

シルバー人材センター ☎65・2860

新たな環境で働く方(会員)を募集しています。

南知多町在住で、年齢がおおむね60歳以上で働く意欲のある健康な方なら、会員になれます。入会の手続き

センターに置いてある入会申込書に必要な事項を記入するだけです。(事務局で説明いたします。)

年会費500円(平成20年4月より1,000円の予定)を納めていただきます。

仕事はセンターから連絡しますので、自分で内容を判断し、決めていただきます。報酬(配分金)自分で働いた仕事量に応じ、

報酬(配分金)が支払われます。会員傷害保険
仕事に従事している間の傷害は、団体傷害保険による補償が受けられます。

主な仕事

- ・庭木の剪定、簡単な大工仕事
 - ・屋内・外の軽作業(草刈、草取、清掃など)
 - ・施設管理(公民館、体育館、宿直)、駐車場管理など
- なお、現在、宿直業務に従事する会員を募集しています。

南知多町シルバー人材センター事務局 ☎65 2860

事業主様へのご案内

雇用保険給付制度等について
Q「出前講座」を開講します

商工観光課 (内線273)

ハローワーク半田では、団塊世代の方々が定年を控える中、雇用保険の給付制度を正しく理解し受給するとともに、早期の再就職を目指していただくことを目的として、ハローワーク職員が貴社へ出向き、退職予定従業員の方々を対象に1時間程度の講座を開講します。

主な内容については次のおりです。

雇用保険制度における「失業」

の定義について
支給期間ならびに所定給付日数について
基本手当日額の算定方法ならびに失業の認定について
教育訓練給付制度について
早期再就職援助について
受講を希望される事業所におかれましては、左記連絡先あて電話にてお申し込みください。

開講日につきましては、希望を伺い協議のうえ決定させていただきます。

なお、人数によってはハローワークの会議室において、他社との合同説明会形式での開催とさせていただきます。

半田公共職業安定所 給付係
☎21 0356(ダイヤル)

船内海船廻船 船主内田佐七家

2月の公開について

日 時 2月17日(日)
午前10時~午後3時

問い合わせ 社会教育課
☎65-2880

人口と世帯数(住民基本台帳) 平成19年12月末現在

| 区分 | 男 | 女 | 計 | 世帯数 |
|------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 内海 | 2,862人 | 3,016人 | 5,878人 | 2,018世帯 |
| 豊浜 | 2,956 | 3,212 | 6,168 | 2,015 |
| 師崎 | 2,594 | 2,708 | 5,302 | 1,755 |
| 篠島 | 970 | 956 | 1,926 | 613 |
| 日間賀島 | 1,101 | 1,150 | 2,251 | 645 |
| 計 | 10,483 (-15) | 11,042 (-12) | 21,525 (-27) | 7,046 (-10) |

()内は対前月比

町内の火災・救急・交通事故(19年12月)

火の用心!!

火災・救急
火災件数 1件 (9件) - 8件
うち建物 0件 (5件) - 5件
救急件数 95件 (1008件) + 41件
うち急病 61件 (677件) + 34件

交通事故
件数 5件 (76件) - 5件
死者 0名 (3名) + 2名
重軽傷者 5名 (103名) - 1名

()内は今年の累計
内は前年同期との比較

「火は見るあなたが離れるその時を」

火災・救急
火災件数 1件 (9件) - 8件
うち建物 0件 (5件) - 5件
救急件数 95件 (1008件) + 41件
うち急病 61件 (677件) + 34件

交通事故
件数 5件 (76件) - 5件
死者 0名 (3名) + 2名
重軽傷者 5名 (103名) - 1名

()内は今年の累計
内は前年同期との比較

レジ袋を
断って

マイバッグでお買い物

私たちは1年間に1人で300枚のレジ袋をもらっています。日本全体では313億枚。これだけのレジ袋を作るのに使用する石油の量55万8千klは、日本が輸入する原油のほぼ1日分に匹敵します。

レジ袋をごみとして焼却すれば地球温暖化の原因になる二酸化炭素(CO₂)が発生します。また、容器包装プラスチックとして分別収集すれば、多大な経費がかかります。

ただでもらっているレジ袋も、実は製造、廃棄で多くの経費がかかっているのです、やはりごみを出さない(リデュース)ことが一番大切です。

貴重な資源を節約し、CO₂を抑制するため、買い物はマイバッグを持って出かけましょう。

男性のかたも、小さく折りたたんだレジ袋をポケットにひとつ入れておけば、仕事帰りのちょっとした買い物も用が足せます。

資源循環型のライフスタイルは「無駄なものはもらわない、家庭に持ち込まない」ことから始まります。

みなさんのご協力をお願いします。



スリーアール

3 Rとは

リデュース (Reduce)

できるだけごみを出さない。

リユース (Reuse)

詰め替え商品を選択し、容器などをくり返し使う。

リサイクル (Recycle)

ガラス瓶やアルミ缶などを資源として再生し利用する。

愛知県では、県内すべての市町村と、事業者団体、女性団体、消費者団体等127団体でつくる「ごみゼロ社会推進あい知県民議会」の中で、レジ袋削減の県民運動を進めています。スーパーマーケット等の小売店にレジ袋辞退率50%の目標を掲げて取り組んでいただくようお願いしています。

南知多町の皆様もこうした小売店の取組にご理解とご協力をお願いします。

南知多町

愛知県

ごみゼロ社会推進あい知県民議会

問い合わせ 福祉環境課 (内線125)

国民年金 だより

保険料の納め忘れはありませんか？

平成19年度も残りわずかですが、保険料の納め忘れはないかも一度お確かめください。保険料を納め忘れていたり、将来、年金額が減ったり、受けられないこともあります。また、万一の事故などに備えた障害基礎年金や遺族基礎年金が、受けられないことがあります。

国民年金の毎月の保険料の納付期限は、翌月末日となっています。

納付期限が過ぎた保険料は、納付期限から2年間は遡って納付することができます。

しかし、2年を過ぎると時効となります。

便利な口座振替

口座振替なら金融機関や郵便局で一度手続きをするだけで、あなたの預貯金口座から自動的に納めていただけます。

納付期限を気にする必要もなく、払込のためにわざわざお出かけになる必要もありません。

国民年金の保険料

1月分 2月29日(金)まで

口座振替をご利用の方は、指定された金融機関の口座から引き落としいたしますので預金残高の確認をお願いします。

住民課 (内線115)

手続きは、あなたの指定の預貯金口座のある金融機関や郵便局で「口座振替納付(変更)申出書」に必要な事項を記入し、お申し込みください。
口座振替の手続きに必要なもの
納付案内、年金手帳
預貯金通帳
預貯金通帳届出印

親子の対話がしるよい家庭

2月は家庭の日 県民運動強調月間

毎月第3日曜日家庭の日です

次代を担う青少年が心身ともにたくましく成長することは、変わることにない私たちすべての願いです。そして青少年にとって「家庭」とは、かけがえない生活の基盤であり、家族がお互いの心のふれあいと連帯感を深める大切な場です。

愛知県では、青少年健全育成県民運動の主な事業として、かねてからその啓発と普及に取り組んできました。

この機会に親として果たすべき役割・家庭生活のあり方、家庭におけるしつけなどを見直し、考えてみましょう。

「家庭の日」に関する作品募

集には、町内の児童・生徒から208点の応募があり、審査の結果次の10名の皆さんが選ばれました。

【入選者】

- 山本 ゆい（内海小1年）
- 杉本 彰太（師崎小2年）
- 齋藤 瑞樹（豊丘小3年）
- 山本 千愛（山海小4年）
- 山本 里実（豊浜中1年）
- 與吾 友里（豊浜中2年）
- 磯部紅花里（大井小4年）
- 榎本 真樹（山海小5年）
- 土井 彩名（師崎小6年）
- 植田麻菜美（豊浜中3年）



内海小1年 山本 ゆい



豊丘小3年 齋藤 瑞樹



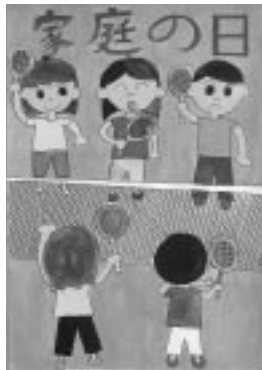
山海小5年 榎本 真樹



師崎小6年 土井 彩名



豊浜中3年 植田麻菜美



山海小4年 山本 千愛



師崎小2年 杉本 彰太



大井小4年 磯部紅花里



豊浜中2年 與吾 友里



豊浜中1年 山本 里実

豊丘小学校 閉校記念誌

発刊のご案内

南知多町立豊丘小学校は平成20年春、120年の歴史の幕を閉じることとなりました。

閉校にあたり、学校の歩みを刻んだ記念誌を本年8月頃に発刊します。昔の写真やPTA新聞などからの抜粋記事、当時の思い出話などを交え、ぬくもりのある内容となるよう編さん作業に取り組んでいます。

現在豊丘にお住まいの方には各世帯に1冊ずつ無料で配布します。

それ以外のご希望については、左記のとおり注文を受け付けますのでお問い合わせください。

予定価格 約4,000円
注文数により多少価格が変動します。

注文受付期間
平成20年3月25日(火)まで
注文および問い合わせ
町教育委員会学校教育課

☎ 65-0711
内線 323、324